

知っていますか？ 予防接種健康被害救済制度

薬剤科 宮野 すみ子



私たちは物心のつかない頃から各種の予防接種をしてきました。私が小学生の頃は、何の注射か理解もせずに学校で集団接種が行われていました。半袖の体操着を着た子供たちが、整列して順番に接種をする。そんな光景が思い出されますが、氏名を確認されたという記憶は今も曖昧です。幸いにも接種後にひどい副作用が出て大騒ぎになった、という経験はありませんが、今思うとなんと怖いことが行われていたことでしょう。しかし、予防接種を受けることは個人だけでなく社会を守ること（感染させない、広げない）に繋がります。

そこで今回は、国が設置した「**予防接種健康被害救済制度**」をご紹介します。

(以下、厚生労働省ホームページより引用)

予防接種の副反応による健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）は、極めてまれですが、不可避免的に生ずるものです。

予防接種による健康被害を無くすことができないことから、接種に係る過失の有無にかかわらず、予防接種と健康被害との因果関係が認定された方を迅速に救済する制度に「予防接種健康被害救済制度」というものがあります。

予防接種法（定期接種・臨時接種）に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、市町村により給付が行われます。申請に必要な手続き等については、予防接種を受けられたときに住民票を登録していた市町村にご相談ください。（厚生労働大臣の認定にあたっては、第三者により構成される疾病・障害認定審査会により、因果関係に係る審査が行われます。）

予防接種の副反応について

副反応には、ワクチンを接種した後に起こる発熱、接種部位の発赤・腫脹（はれ）などの比較的良好に見られる軽い副反応や、極めてまれに起こる脳炎や神経障害などの健康被害と考えられる副反応があります。

しかし、そのワクチンを接種した後に起こった症状は、ワクチンの接種が原因ではなく、偶然、ワクチンの接種と同時期にかかった感染症などが原因であることがあります。

予防接種健康被害救済制度ではワクチンの接種による健康被害であったかどうかを個別に審査し、ワクチンの接種による健康被害と認められた場合に給付をします。

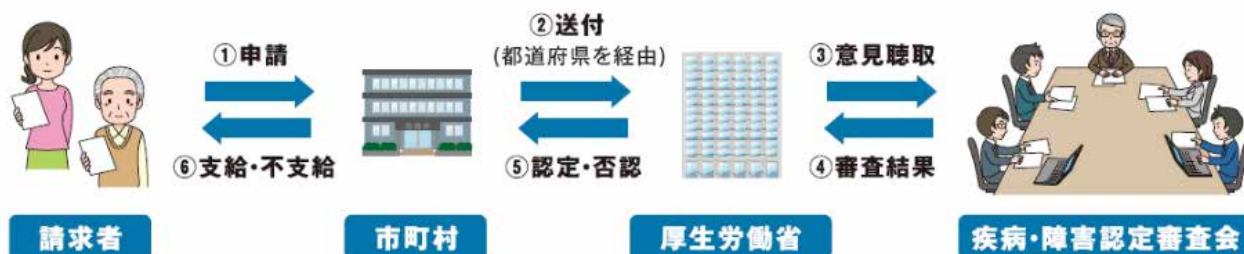
予防接種後健康被害救済制度の詳細な情報については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

予防接種 救済 検索



ホームページをご覧になれない場合は、お住まいの市町村等にご相談ください。

申請から認定・支給までの流れ



(※) 救済給付の決定に不服がある時は、都道府県知事に対し、審査請求をすることができます。

上記の救済制度の他にも、医薬品、再生医療等製品や生物由来製品による健康被害には、「医薬品副作用被害救済制度」、「生物由来製品感染等被害救済制度」があります。

超情報社会の今、ご自身が信頼できる情報をもとに正しい理解、知識を持って予防接種を受けることが大切です。今回の制度の紹介が予防接種を受ける判断材料となれば幸いです。